

平成 26 年 3 月 5 日

日本関税協会大阪支部事務局長 殿

大阪税関

業務部管理課長 大谷 敦志

「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について

平素は税関行政に対し、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、大阪税関においては、下記期間を「知的財産侵害物品取締強化期間」として、水際取締りを更に強化することとしましたので、格段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

併せて、関係先会員各位へ周知いただければ幸甚です。

記

平成 26 年 3 月 10 日（月）から 3 月 20 日（木）まで